

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年12月18日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 8 国名：アフリカ地域 担当：人間開発部
案件名：アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）『修士課程およびインターンシッププログラム』 運営支援業務

1 契約予定期間：2014年2月下旬～2021年10月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における留学生・研修員受入に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年1月8日から2014年1月10日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年1月8日から2014年1月14日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年1月24日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 2月上旬
- (5) 契約交渉 : 2月中旬

5 業務の目的

アフリカ諸国は、豊富な天然資源を背景に、2000年以降安定した高成長を続けており、国際通貨基金（IMF）の予測では、2016年まで5.4%の成長が続くと見込まれている。各国は持続的成長を目指し、資源依存型経済から産業の多角化を図っており、第一次・第二次産業の開発を重点政策として進めている。国際労働機関（ILO）は、アフリカにおける若年層（計2億人）のうち、3分の1にあたる7500万人は失業中であると指摘しており、今後各国において付加価値の高い産業が育成され、高い労働生産性を実現していくことは、雇用の創出と安定をもたらす、深刻化する若年層の失業問題への対策としても期待される。日本企業においても、アフリカを資源の供給源にとどまらず、今後の人口増加と相まって拡大する10億人市場としての認識を高めている。日本企業の活動は、現地での技術移転や雇用創出をもたらす、アフリカ諸国から高い評価を得ている。

2013年に、我が国は第5回アフリカ開発会議（TICAD V）を開催し、官民一体となってアフリカにおける強固で持続可能な経済成長を支援する政策を示した。安倍総理による冒頭スピーチでは、アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（African Business Education Initiative for the Youth、以下、ABEイニシアティブ）が表明され、5年間で1000人のアフリカの若者に対し、日本の大学院等での教育と日本企業でのインターンシップ実施の機会を提供していくこととした。TICAD VIに先がけ、日本経済団体連合会をはじめとする産業界は、TICAD V推進官民連携協議会提言書を政府に提出し、アフリカを新たな成長市場として認識しているものの、民間セクターや公的部門における人材の層の薄さを指摘しており、また各国が日本の優れた技術や日本企業への認識を深めることの重要性や、そのために我が国を訪れるアフリカ人を増加させていくことの重要性について提言をまとめている。

ABEイニシアティブ『修士課程及びインターンシッププログラム』は、上記1000人受入の内、主たる部分を担うものであり、アフリカの開発に資するセクターにおいて、日本の産業界のニーズに基づき、アフリカの若者を日本の大学の修士課程に受け入れ、かつ日本企業におけるインターンシップを実施することにより、日本社会・民間セクターの実情を理解し、日本企業がアフリカに展開していく際の水先案内人を育成するプログラムである。本業務は、このプログラムをJICAが遂行するに際し、適切な人材の応募勧奨、選考、学業期間中のモニタリングやサポート、インターン実施、帰国後フォローアップ等を、先方政府、本邦企業、本邦受け入れ大学とも調整しながら実施していくことを支援するものである。

6 業務の範囲及び内容

- (1) 業務対象地域
本邦及びアフリカ54カ国。ただし、アフリカに関しては主たる対象は約10カ国（地方主要都市含む）
- (2) 業務内容
ア 業務環境整備
イ 共通事項
⑦ 関連情報の収集（日本企業の産業人材育成ニーズ、進出動向等）
① 国別運営委員会の開催支援
ウ 募集・選考に係る事前準備
⑦ 優先セクター整理
① 本邦受入大学情報収集、整理

- (ウ) 募集・選考方針の調整
- (エ) 大学、企業、先方政府関係者向け説明会開催
- 工 募集・後方活動活動
 - (ア) 募集資料作成、配布
 - (イ) 関係者向け説明会開催
 - (ウ) 募集に係る照会事項への対応
- オ 企業推薦/見学・インターン準備
 - (ア) 企業側のニーズ確認
 - (イ) 企業向け周知
 - (ウ) 推薦/見学・インターン先企業の確保
 - (エ) 見学・インターン実施関連情報の整理
- カ 選考活動

- (ア) 応募者向け説明会開催
- (イ) 応募書類取付
- (ウ) 応募書類確認、事前審査実施
- (エ) 筆記試験(英語・数学)実施、結果取りまとめ
- (オ) 面接試験調整、実施、結果情報取りまとめ
- (カ) 書類選考調整、実施、結果情報取りまとめ
- (キ) 最終選考実施、結果情報取りまとめ
- (ク) 国別運営委員会からの承認取付
- (ケ) 選考に係る照会事項への対応

- キ 研修員受入準備
 - (ア) 研修員及び受入大学からの必要書類取付
 - (イ) 来日スケジュール調整
 - (ウ) 受入回答、結果通知
 - (エ) 留学査証取付支援
 - (オ) 研修員詳細情報取りまとめ、関係者への共有
 - (カ) 受入に係る事前打合せの実施
 - (キ) 見学先企業とのマッチング・調整

- ク 研修員来日準備
 - (ア) 来日オリエンテーション実施計画作成、開催
 - (イ) 来日送迎支援
 - (ウ) 基礎日本語講座実施
 - (ウ) 企業見学実施

- ケ 研修員来日中業務
 - (ア) 研修員、受入大学との各種連絡調整
 - (イ) 研修員派遣元組織との連絡・調整
 - (ウ) モニタリング実施、結果取りまとめ
 - (エ) トラブル対応
 - (オ) 研修員受入制度・運営体制の改善
 - (カ) 合同プログラムの企画・実施(＊)
 - (キ) 特別プログラム実施に係る調整、実施促進(**)
 - (ク) 企業インターンのマッチング・実施

- コ 研修員帰国時業務
 - (ア) 評価会・報告会の実施、結果取りまとめ
 - (イ) 帰国日決定に係る調整、研修員への通知
 - (ウ) 現地帰国報告会の実施

- サ 研修員帰国後業務
 - (ア) 帰国後研修員情報整備・モニタリングの実施
 - (イ) 帰国後復職状況の分析、改善策検討

* 合同プログラムは、本邦滞在中の研修員を対象に、年に1回開催するもの。個別の研修(修士課程での就学および企業見学・インターン)の補足として、日本の産業界と研修員間の人的交流促進に資する内容とする。

**特別プログラムは、JICAの作成する「特別プログラム実施要領」に則り、受入大学の発意により、JICA、受入大学間にて契約を締結し、実施するもの。特別プログラムに係る経費はJICA負担とするが、コンサルタント等は特別プログラム実施に係る実施監理及び契約支援を行う。

7 成果品等

- (1) ワークプラン(2014年4月上旬、2015年4月上旬、2016年4月上旬、2017年4月上旬、2018年4月上旬、2019年4月上旬、2020年4月上旬、2021年4月上旬)
- (2) 業務進捗報告書(2015年3月上旬、2016年3月上旬、2017年3月上旬、2018年3月上旬、2019年3月上旬、2020年3月上旬、2021年3月上旬)
- (3) 業務完了報告書(2021年10月上旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括／産業人材育成（評価対象予定者）
- (2) 大学連携 1（評価対象予定者）
- (3) 企業連携（評価対象予定者・対象国経験・語学力評価せず）
- (4) 大学連携 2
- (5) 受入調整／特別プログラム 1
- (6) 受入調整／特別プログラム 2

9 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

ア 本邦側の受入大学はJICAにて実施中の受入候補大学要望調査にて選定する(第1バッチ研修員の受入候補大学はおおよそ55大学103研究科)。

イ 日本の産業界の意向を汲んだ産業人材育成を行うとともに、日本との人的関係強化を考慮して合同プログラム等の検討をする必要がある。

ウ 研修員来日時に来日プログラムは、全員に対して行うが、特に来日時期の近い研修員については東京に集めて実施する。来日プログラム実施方針の作成を行うとともに、来日プログラム内容の調整、実施進捗状況確認、内容監理及び結果分析を行う。

エ 来日中のモニタリング実施、研修進捗監理、大学・企業及び研修員との連絡調整、トラブル対応等は、コンサルタント等の担当業務とするが、研修員はJICA長期研修員として受入れ、研修員の渡航手配及び受入経費(日当、授業料等)についてはJICA負担とする。

(2) 共同企業体の結成を認める予定。

(3) 当該業務と同種の業務経験(留学生・研修員受入に係る支援業務)が1回以上あること。

(4) 本件業務遂行のため、必要な要員を5名以上(派遣要員含む)配置できること。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。